

平成29年度 北海道小学校長会
第2回理事研修会

会長挨拶

私の方から、3点お話しする。

1点目は、6月23日に行われた全国連合小学校長会常任委員会についての報告である。

最初に、全連小の種村会長は、教育再生実行会議第10次提言の内容について、「これまで提言に基づき様々な施策が法制化されているので、その動向を注視していかなければならない」と述べていた。

また、教師の業務負担軽減については、松野文科大臣が働き方改革に大変熱心だということである。新聞報道にもあるとおり、改革案を中教審に諮問し、今後、検討される予定とのことである。

続いて、「小学校外国語教育に係る新教材の整備等実施スケジュール案」についてである。まず、6月22日と23日の両日、全国の指導主事等を対象とした「新教育課程説明会」が開催された。各教科等の解説書の内容も公表されている。今後、様々な場面で、詳しい説明が教育委員会等から行われる。本日も、道教委義務教育課の川端主幹からご説明いただくこととなっている。これからの新教材整備等のスケジュールが発表されているので、参考にしていきたい。

続いて、本年7月10日に予定されている全国連合小学校長会の「小学校教育の充実に関する文教施策並びに予算についての要望書」の提出先についてである。全国のブロック代表の会長も提出に同行することになっている。この内容については、6月23日の時点ではまだ公表はできないということだったが、「教育費の増額」「子どもと向き合う時間を確保するための教員の定数改善や人的措置、諸条件の整備」など9項目に渡っている。ちなみに、8番目には「教育の機会均等を保障するために、へき地・小規模校の教育をさらに充実させる施策を講じられたい」という項目があった。へき地・小規模校の多い北海道にとっては、大切な要望となる。正式な要望書については、機会をとらえて皆さんに紹介する。

続いて、全連小が文科省に対して提出した「小学校学習指導要領の改訂に伴う移行措置案」についての意見書である。この意見書では、移行措置期間中に、外国語活動の時間確保のために総合的な学習の時間の授業時数から15時間を減じた場合、総合のねらいが達成されなくなるという懸念と、平成32年から、また本来の時間数に戻



るということを十分理解しておくよう周知する必要があると述べている。また、注意点として、種村会長から、「新たに15時間の授業時間を確保するのは、教科の外国語ではなく外国語活動なので、移行期間中における通知表の評価の在り方は、これまでと変わらない。」との言葉があった。

2点目は、6月16日に東京で行われた日本教育会総会の中での合同研修会における文部科学省からの行政説明についてである。

道小からは、会長の私と事務局長が出席した。この研修での資料は100ページ余りあったが、本日は、説明の中で触れられた部分を抜粋して綴じこんでいる。机にお配りしたCDには、全てのページのデータが入っているので、研修会等でご活用いただければ幸いである。

最初は、「スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実」についてである。平成31年度までの目標としてスクールカウンセラーを全公立小中学校27,500校に配置するとある。文科省では、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの職務を新たに規定したという通知を発出している。その通知文には、具体的な職務内容が記述されている。

二つ目は、「学校の業務改善について」である。最初は、「我が国の教員の勤務時間状況」の結果が出ている。34か国が参加するOECD調査において、1週間当たりの教員の勤務時間が最長の53.9時間を記録していることが示されている。また、役職ごとの平成18年度（10年前）との比較も掲載されている。どの役職においても、時間が増加しているのが分かる。実際の時間数については、小学校の教諭では55時間から60時間未満が一番多く、副校長・教頭では60時間から65時間が一番多くなっている。

業務内容別の学内勤務時間においては、授業に関わることや成績処理、学年・学級経営に関わる時間が多くなっていることが分かる。

三つ目は、「コミュニティースクールについて」である。コミュニティースクールの導入状況においては、平成28年度、21.1%の学校設置者がコミュニティースクールを導入している。コミュニティースクールの成果認識やコミュニティースクールに関する制度改正の内容に留意する必要がある。改正後も、努力義務という言葉が残っている。

四つ目は、「教職員の資質向上について」である。教育公務員特例法の一部改正の中

に、校長及び教員の資質向上に関する指標の全国的整備の記載があり、「教員等の任命権者は、教育委員会と関係大学等とで構成する協議会を組織し、指標に関する協議等を行い、指針を参酌しつつ、校長及び教員の職責、経験及び適正に応じて、その資質の向上を図るための必要な指標を定めるとともに、指標を踏まえた教員研修計画を定めるものとする」となっている。

その他、「特別支援教育の推進について」など、様々な施策の説明があった。

最後の3点目は、第1回の理事研修会や6月の会長研修会の折に話題となった「本来配置されるはずの定数欠期限付き教諭が未配置となっている問題」についてである。これについては、4月に全道的に調査を行い、定数欠期限付き教諭1名未配置の学校が34校34人、2名未配置の学校が2校4名という結果が出ていた。

道小としては、6月下旬に会長が道教委幹部の方に直接お会いし、再度、教育現場の窮状を訴えた。その後、道教委教職員課の担当者から対応策についての説明を受けたところである。

道小では、今後も、教育委員会と連携を図りながら問題の解決に当たっていきいたいと考えている。